

# 自由ヶ丘学区避難行動計画



## 指定緊急避難場所

- ・洪水・内水氾濫、崖崩れ、大規模な火災などの、目前に迫った危険から身を守るために場所です。
- ・避難勧告が発令されるなどの緊急時に、**自宅では生命の危険がある場合には、最も近い指定緊急避難場所に行くようにしましょう。**

災害種別	洪水・内水氾濫	崖崩れ・土砂災害	大規模な火災	地震の揺れ
指定緊急避難場所				
自由ヶ丘小学校	○	○	×	○*
千種台中学校	○	○	×	○*
名古屋商業高校	○	○	×	×
自由ヶ丘会館	○	○	×	×

\*小学校・中学校における、「地震の揺れ」についての避難場所は、運動場となります。

## 指定避難所

- ・家屋倒壊などして居宅に住むことが出来なくなった方が、**一定期間、避難生活を送るための施設**です。
  - ・**避難所では、ルールを守り、避難者も出来る範囲で役割分担して助け合いながら生活**しましょう。
- 【重要】避難所での避難生活は、最低限の生活となるため、在宅避難できるよう家具の固定と、食料・水・非常用トイレなど、7日分の備蓄をお願いします。

### 凡例

AED 設置場所	
地下式給水栓設置場所	
応急給水施設設置場所	
指定避難所	
指定緊急避難場所	
一時集合場所	
防火水槽	
地域協力事業所	
マンホールトイレ設置場所	
公衆トイレ	
公衆電話	
明治時代のため池	
病院	
階段	
勾配の急な道路(8%以上)	
狭い道路(幅員4.0m未満)	
土砂災害警戒区域(対策済み含む)	
町目境界線	
学区境界線	

## 自由ヶ丘学区の被害想定

- 南海トラフ巨大地震では、震度6弱の揺れが予想されています。グラッと揺れたら、自分の身を守ることを第一に考えましょう。
- ケガをしないよう、家具の転倒防止などの耐震対策をしましょう。
- 城山新町2丁目、徳川山町2丁目・3丁目、春里町1丁目は、住宅が比較的密集していることから、火災の延焼が十分あり得る区域です。
- 家屋倒壊やかけ崩れによって、狭い道路が通行不能になることなどを想定しながら、一時集合場所や避難先までのルートを、裏の地図で確認しておきましょう。
- 揺れが収まった後、自宅の壁に亀裂が入ったり傾いたりするなど、自宅に住めない場合は避難所などへ避難しましょう。

## 揺れが収まったあと、避難所へ向かう際の約束事

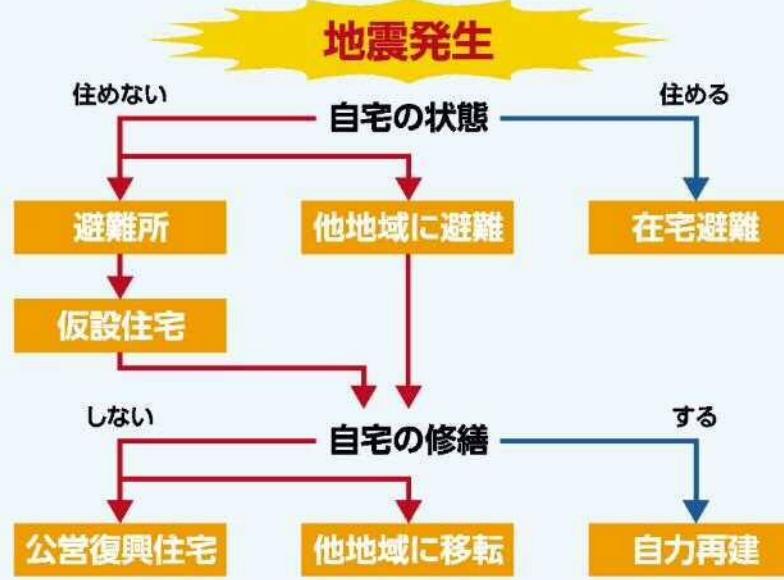
- 火災を発見したら、消火器や水バケツで、火が小さいうちに初期消火をしましょう。
- 電気やガスが復旧した後の火災防止のため、ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めてから自宅を離れましょう。一時集合した後でも、住民同士で確認し合いましょう。
- 避難する際には、自分や家族の安否・避難先などの情報を、**自宅の玄関に張り紙をして残したり、災害用伝言ダイヤルやSNSを利用するなどして、家族間の連絡をとりましょう。**
- 大地震の後は、停電となる可能性が高いため、携帯ラジオやスマートフォンなどから正しい情報を入手しましょう。

## 被災後の生活再建について

### 被災後の生活再建の流れ

平常時に、家具固定や住居の耐震補強をしてあったとしても、自宅が倒壊して避難生活を余儀なくされることも十分あり得ることです。避難生活を送りながらでも、住宅、金銭、仕事と、その後の生活の建て直しは考えなければなりません。

ここでは、その生活再建の流れと、国や地方自治体等の支援メニューについて、主なものを紹介します。各家庭でも、被災後の生活の建て直しについて、一度考えてみましょう。



## どんな支援を受けるにも必要な「り災証明書」

り災証明書は、生活再建のための第1歩です。り災証明書について、いくつかのポイントを以下にまとめます。

- り災証明書は、被災者生活再建支援金の申請、税金の減免、公共料金の減免、各種融資の申請、共済金の支払請求、また、義援金の受け取り等にも必要となります。
- 家屋の被害程度を証明するもので、名古屋市では、区役所へ申請するものです。
- 災害後に多数の申請が同時に殺到するため、発行までに数週間から1ヶ月以上かかることが想定されます。
- 「全壊」「大規模半壊」「半壊」の3段階で判定をしますが、その判定により、受けられる支援の程度が変わってきます。
- 判定結果に不服がある場合には、再調査を依頼できます。
- 家屋被害があつたら、**全体、壁、柱、屋根の被害状況を写真に残しておくようお願いします。**

## 生活再建のための支援メニュー

生活再建のために利用できる可能性のある支援メニューとして、重要なものを取り上げます。

### 被災者生活再建支援金

災害救助法の適用となった災害により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災状況や、家族の人数に応じて支援金を支給する、国の制度です。

(※問い合わせ先 千種区役所総務課)

### 災害弔慰金・災害障害見舞金

災害救助法の適用となった災害により、災害により死亡された方のご遺族に災害弔慰金を支給される場合があります。また、災害関連死のご遺族に対しても同様となります。国の制度です。

(※問い合わせ先 千種区役所総務課)

### 地震保険

損害保険会社が、地震保険の契約対象となっている建物等の損害を調査し、損害の程度に応じて保険金を支払うものです。ただし、火災保険等のみの契約では、特約が付帯されていない限り、地震災害による損害には対応できません。

(※詳しくは、契約の損害保険会社または代理店におたずねください。)

### 住宅ローン等の免除・減額

災害救助法の適用を受けた災害により、住宅ローンや事業性ローンの債務を弁済することが出来ない等の場合に、一定の要件を満たす個人または個人事業主が債務整理を行い、住宅ローン等が減免となる制度です。破産等の手続きと異なり、個人信用情報として登録されません。(※詳しくは、借入先の金融機関におたずねください。)

### そのほかの支援メニュー

特定非常災害特別措置法の適用を受ける災害では、金銭的な支援以外にも、行政手続きの期限の延長がされることがあります。実際に、平成28年4月の熊本地震では、運転免許をはじめとして、数多くの期限が延長されました。区役所など行政機関からの広報にご注意ください。

### 主な行政機関の連絡先

千種区役所  
千種土木事務所

762-3111  
781-5211

千種消防署  
上下水道局千種営業所

764-0119 (緊急時は119)  
722-8750

千種環境事業所  
千種警察署

771-0424  
753-0110 (緊急時は110)